

一部の高齢者は
障害者控除が受けられます

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人でも、福祉事務所長が次の①～③の条件を全て満たすと認定すれば、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

認定条件

- ①市内に住所がある65歳以上
- ②要介護の認定を受けている人
- ③医師の診断などで、中等度以上の認知症の症状が認められる人、または身体的な理由でほぼ一人で外出をせず、日常生活上で介助が必要な人

申請方法 本人の介護保険被保険者証と申請者（本人または家族）の印鑑を持って、**☎️ 介護福祉課**にお越しください。申請後、10日ほどで結果を通知します（所得控除を受けるためには、税務署や国税務課での申告が必要）。

☎️ 介護福祉課 ☎️ 23-9660、
☎️ 30-9231

口座振替・クレジットカードによる
国民年金保険料の前納
2月28日(金)：手続き締め切り

国民年金保険料の納付には、割引を伴う前納制度があります。まとめて前払いすると毎月納めるよりお得で、納め忘れも防ぐことができます。

手続きが間に合わない場合は、翌年3月まで翌月末振替になることがあります。希望する場合、早めの手続きをお願いします（保険料の割引率が一番高くなるのは、これまでと同様に「口座振替」です）。

※すでに口座振替で前納している人は、再度申込する必要はありません（振替方法を変更する場合は再度申込が必要）。

※保険料が一部免除された人は、利用できません。

※郵送で申込の場合、郵便物の到着に日数がかかるので、早めに投函してください。

☎️ 彦根年金事務所国民年金課
☎️ 23-1114、☎️ 23-9033

ユネスコ世界寺子屋運動
書きそんじハガキ回収活動

紛争や貧困のために教育を受けられないまま大人になった人たちが「学びの場＝寺子屋」で読み書きや計算などを学べるように、教育のチャンスを支援する活動です。

書きそんじハガキや未使用のハガキを寄付することで、1枚当たり63円ハガキであれば58円の募金になり、発展途上国への教育支援に役立てます。書きそんじハガキや未使用のハガキがありましたら、回収ポストにお持ちください。

設置期限 3月1日(日)

設置場所 彦根駅西口仮庁舎、教育委員会事務局、市立図書館、各地区公民館、各小・中学校など

☎️ 彦根ユネスコ協会事務局 (☎️教育委員会生涯学習課内)

☎️ 24-7974、
☎️ 23-9190



彦根市 プレミアム付商品券
購入、利用期限について

昨年10月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯などへの消費影響の緩和、地域消費の喚起・下支えを目的として「彦根市プレミアム付商品券」の販売をしています。



購入期限：2月29日(土)

購入引換券をお持ちの人は、期限内に購入してください（期限後は購入することができません）。

購入場所 市内郵便局（簡易郵便局は除く）

※販売は各郵便局の営業時間内で、郵便局ごとに異なります。☎️プレミアム付商品券事業推進室でも販売しています（受付：9:30～17:15（平日））。

※プレミアム付商品券を装う振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

☎️ 地域経済振興課プレミアム付商品券事業推進室

（〒522-0074 大東町2-28 アル・プラザ彦根6階）☎️ 0120-1528-12、☎️ 22-1398

利用期限：3月31日(火)

期限後は利用できなくなります。期限内にご利用ください。

登録店舗 商品券利用可能店舗には、ステッカーが掲示されています。詳しくは、販売場所に設置されたチラシや彦根市ホームページで随時ご確認ください。

※商品券の払い戻しはできません。

祝日のごみ等収集

●2月11日(火・祝)は、火曜収集区域の缶のみ収集。

●2月24日(月・振)は、月曜収集区域のびんのみ収集。

※燃やすごみ・容器包装プラスチックの収集はありません。

缶・びんを入れる青いかご（資源コンテナ）は、収集のたび入れ替わります。コンテナに名札や滑車などを取り付けしないでください。

※ごみは、収集日の午前8時までに決められた場所に出してください。

※**☎️ 清掃センター**への直接搬入はできません。

☎️ 清掃センター ☎️ 22-2734、
☎️ 24-7787

傍聴できます
彦根市障害者福祉推進会議等

「ひこね障害者まちづくりプラン」の進行管理などを審議する会議を傍聴することができます。

☎️ 彦根市障害者福祉推進会議発達支援専門委員会

2月14日(金) 13:30～14:45

☎️ 彦根市障害者福祉推進会議、専門委員会合同会議

2月20日(木) 13:30～15:30

☎️ 障害者福祉センター（平田町）多目的室 **🎯** 市内在住の人 ※事前申込不要。直接会場にお越しください。※手話通訳などが必要な場合、2月7日(金)までにご連絡ください。

☎️ ①発達支援センター ☎️ 47-3445、☎️ 24-7886、**☎️ ②障害福祉課** ☎️ 27-9981、☎️ 30-9231

銃砲刀剣類の
登録申請

美術品、骨董品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録されていない銃砲・刀剣類は、他人へ譲渡したり、所持したりすることができませんので登録してください。

🕒 2月13日(木) 10:00～15:00 **☎️ 場** 大津合同庁舎7B会議室（大津市松本一丁目）**🎯** ①銃砲刀剣類（現物）②警察署発行の刀剣類発見届出済証③審査手数料（1件6,300円）、または再交付手数料（1件3,500円）

☎️ 園教育委員会文化財保護課 ☎️ 077-528-4672、☎️ 077-528-4956

リサイクル活動推進事業
奨励金制度

市では、資源の回収活動を行う団体に奨励金を交付しています。

🎯 ダンボール、新聞、雑誌、紙パック、繊維類（市に登録のある資源回収協力業者が回収したものに限り）

🕒 3月31日(火) **🎯** **申請方法** 申請書に資源回収登録業者が発行する伝票類（回収量・金額が記載されているもの）を添付して、3月31日(火)までに提出してください。

※申請書は彦根市ホームページからダウンロードできます。

☎️ 生活環境課 ☎️ 30-6116、
☎️ 27-0395

